

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課)

23年度予算額(案) 7.9億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用、電動式塵芥収集車の導入等により、エネルギー起源 CO₂の削減を推進することを目的としています。

事業内容

1. 廃棄物エネルギー導入事業

本事業は、廃棄物を主たる業とする民間事業者等が行う、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設またはバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行います。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 廃棄物高効率熱回収 | (2) バイオマス発電 |
| (3) バイオマス熱供給 | (4) 廃棄物・バイオマス燃料製造 |
| (5) ごみ発電ネットワーク | (6) 熱輸送システム |

2. 電動式塵芥収集車導入補助事業

地方公共団体又は民間事業者等が電動式塵芥収集車（バクカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）を導入する際に導入費用に対して補助を行います。

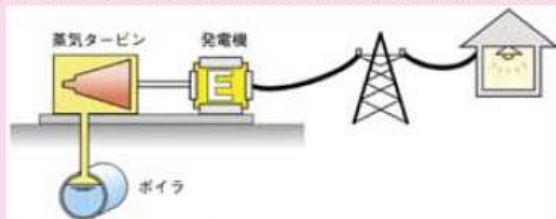


図1 廃棄物発電のイメージ



図2 電動式塵芥収集車のイメージ

補助内容

1. 廃棄物エネルギー導入事業

- (1) 補助対象者：民間事業者等
- (2) 補助対象施設・事業：以下の①～⑤すべての条件を満たすもの
 - ①一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの
 - ②廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。（設置許可が必要なものに限る。）
 - ③地球温暖化防止に資する効果が十分高く、かつ事業者の取組として先進的であり、他事業者への波及効果が高いもの
 - ④熱利用先または製造された燃料の販売先が確定しているもの
 - ⑤その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

(3) 補助交付額：

- ①事業内容の(1)～(4)について
施設の高効率化に伴う増嵩（ぞうすう）費用です。
（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。）
- ②事業内容の(5)及び(6)について
補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間事業者等
1/3 (最大)	2/3

補助対象施設整備費	
環境省	民間事業者等
1/2 (最大)	1/2

2. 電動式塵芥収集車導入補助事業

- (1) 補助対象者：地方公共団体及び民間事業者等
- (2) 補助対象事業：電動式塵芥収集車（バクカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）を導入する事業

(3) 補助交付額：補助対象事業について、通常車両との差額の1/2

補助対象事業費	
環境省	地方公共団体・民間事業者等
1/2 (最大)	1/2